

建設機械等損料の改正について

国土交通省総合政策局建設施工企画課

1. 建設機械等損料の概要

建設機械等損料とは、土木請負工事費の積算に用いる機械経費の一部であり、建設業者が保有する建設機械等の償却費、維持修理費、管理費等のライフサイクルコストを1時間当たりまたは1日当たりの金額で示したものである。

昭和30年代、工事量の急激な増大と機械化施工の普及、公共事業の執行体制が直営から請負方式に移行するに伴い、機械経費の積算の適否が工事の採算を左右するようになった。

それにもかかわらず、機械経費にかかわる積算方法は、発注者ごとに異なっていたことから、積算の適正化を図るため、統一的な積算基準を定めることが必要とされていた。

このため、昭和35年に「中央建設業審議会（中建審）」により、機械経費の算定式を示すよう勧告された。

これに基づき海外での算定式を調査の上、購入価格と修理費との関係による経済的使用時間を設

定する「アッカーマン方式」による損料算定式が導入され、その後の変化する社会情勢等の実態を踏まえながら、さまざまな修正等を経て現在に至っている。

なお、「請負工事機械経費積算要領」の別表である「建設機械等損料算定表」の諸数値については、隔年ごと（総務省の承認統計調査等により）に見直しを行っている。

2. 建設機械等損料の改正の動向

平成17年度は、総務省の承認統計調査等を実施し、調査結果をもとに建設機械等損料の見直しを行った。

全体の動向を現行損料（平成16年度版）と比較すると、年間の運転時間で前回比0.97、年間の運転日数で前回比0.99、年間の供用日数で前回比0.97と微減となっている（別表）。原因としては、近年の建設投資の減少から、工事量が減少しているためであると考えている。

別表 現行建設機械損料と改正値との対比

	基礎価格	使用年数	運転時間	運転日数	供用日数	維持修理 費率	年間管理 費率	残存率	損料 ^(注)
01 ブルドーザ及びス クレーバ	1.00	1.00	0.97	0.95	0.95	1.00	1.00	1.01	1.03
02 掘削機及び積込機	1.00	1.00	0.96	0.95	0.96	1.00	1.00	1.04	1.03
03 運搬機械	1.00	1.00	0.94	0.92	0.94	1.00	1.00	1.02	1.06
04 クレーンその他の 荷役機械	1.00	1.00	0.98	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00	1.01
05 基礎工事用機械	1.00	1.00	0.98	1.00	0.96	1.00	1.00	1.02	1.00
06 せん孔機械及びト ンネル工事用機械	1.00	1.00	0.99	0.99	0.96	1.00	1.00	1.01	1.01
07 モータグレーダ及 び路線用機械	1.00	1.00	0.94	1.00	0.98	1.00	1.00	1.02	1.05
08 締固め機械	1.00	1.00	0.95	1.00	0.94	1.00	1.00	1.02	1.02
09 コンクリート機械	1.00	1.00	0.97	0.99	0.94	1.00	1.00	1.02	1.02
10 舗装機械	1.00	1.00	0.95	0.98	1.00	1.00	1.00	1.01	1.02
11 道路維持用機械	1.00	1.00	0.98	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.03
12 空気圧縮機及び送 風機	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
13 建設用ポンプ	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
15 電気機器	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
16 ウインチ類	1.00	1.00		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
17 試験測定機器	1.00	1.00		1.00	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00
18 鋼橋・PC 橋架設 用仮設備機器	0.99	1.00			0.95	1.02	1.00	1.00	
20 その他の機器	1.00	1.00	0.98	0.99	0.98	1.00	1.00	1.00	1.01
全機種平均	1.00	1.00	0.97	0.99	0.97	1.00	1.00	1.01	1.02

(注) 損料とは、運転1時間当たり換算値損料を表している。